

令和3年度

第59回埼玉県景観審議会

令和4年2月2日（水）

埼玉県都市整備部田園都市づくり課

午前10時00分 開会

○(司会)平賀副課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第59回埼玉県景観審議会を開催します。

本日の司会は、私、田園都市づくり課の平賀が務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

初めに、あらかじめ資料のお渡しをしておりますので、ご確認のほうをさせていただきたいと思います。

まず、次第、A4、1枚、次第ですね。それから出席者名簿、これもA4で1枚でございます。今、出ました。それから資料1-1、専門家アドバイス及び公共事業景観形成専門部会の概要について、これがA4で3枚つづりになっております。それから資料1-2といたしまして、令和3年度埼玉県公共事業景観形成指針専門家アドバイス(案)となっております、これがA3で1枚となっております。それから資料2でございますが、まち並み景観形成先導モデル事業ということで、カラー印刷されたものが2枚つづっております。

資料のほうは以上でございますが、不足のほうはございませんでしょうか。大丈夫でしょうか。

それでは、関係資料はメールのほうで送信させていただいておりますけれども、本日、画面の共有機能も使用して説明をさせていただきたいと存じます。不足がありましたら、また改めて送付のほうをさせていただきますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは、会議に先立ちまして、まず、埼玉県都市整備部田園都市づくり課課長、細田よりご挨拶を申し上げます。

○細田課長 皆様、こんにちは。埼玉県都市整備部田園都市づくり課課長の細田でございます。開会に先立ちまして、一言ご挨拶申し上げます。

本日は、委員の皆様におかれましては、お忙しい中、埼玉県景観審議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。

折しも、新型コロナの蔓延によりまして、前回に引き続き、今回もオンラインでの開催となりました。我々の生活は本当に一変いたしましたけれども、本審議会につきましては、委員の皆様方のご協力によりまして着実に進めることができっております。改めて審議会の運営につきましてのご協力に厚く感謝申し上げます。

さて、本日の議題といたしまして、本審議会の公共事業景観形成専門部会の委員の皆様からのアドバイス(案)をいただく予定でございます。これは将来整備予定の都市計画道路の

設計段階からのアドバイスをいただくものでございます。道路整備の際には本アドバイスが実際に目に見えるものということで具現化する予定でございますので、まさに景観に直結するものかなと思っております。

本日は、ぜひ忌憚のないご意見を頂戴いたしたく、また、今後の本審議会の活発なご議論、また、埼玉県景観行政のために皆様のご意見を頂戴いたしたくお願いいたします。本日はどうぞよろしくをお願いいたします。

○(司会) 平賀副課長 ありがとうございます。

なお、本日の審議会でございますが、委員13名のうち現時点で11名のご出席をいただいております。委員の過半数の出席でございますので、埼玉県景観審議会規則第5条第2項により、本日の審議会が成立しておりますことをご報告申し上げます。

本日の欠席の委員は、羽生委員の1名ということでございます。

本日はZ o o mでの開催としておりますが、会議録作成のために記録をしておりますので、ご了承いただきたいと存じます。

なお、発言の場合、画面左下のマイクのマークをクリックし、ミュートを解除していただいてからお名前を名をのっていただき、ご発言をお願いいたします。また、発言後は同様に、マイクのマークをクリックし、ミュートにさせていただきまして、音声が入らないようお願いしたいと存じます。

それでは、これより埼玉県景観審議会規則第5条第1項により、大沢会長に議長として議事の進行をお願いしたいと存じます。

大沢会長、よろしくをお願いいたします。

○大沢会長 会長を仰せつかっております日本大学の沢でございます。よろしくをお願いいたします。

それでは、本日の議事を進行してまいりますので、よろしくをお願いいたします。

ここで議事を始める前にですね、埼玉県景観審議会規則第9条第2項の規定に基づきまして、本日の議事録に署名をいただく委員を指名させていただければと思っております。

今回は、藤川委員と入澤委員をお願いしたいと思っておりますが、藤川委員、入澤委員、よろしゅうございますでしょうか。大丈夫でしょうか。

事務局にお伺いします。お二方とも今ご出席という状況でよろしいでしょうか。

○増澤主査 はい、お二方ご出席されています。

○大沢会長 了解いたしました。じゃ、大変恐縮ですが、藤川委員、入澤委員、いずれかの段

階で事務局より書類等々届きますので、ご署名のほうよろしくお願ひいたします。

次に、本会議は、審議会規則第8条に基づきまして、審議会の会議は公開する。ただし、出席した委員の3分の2以上の多数決で議決したときは公開しないことができるとなっております。

事務局にお伺ひいたしますが、本日、傍聴希望者はいらっしゃいますでしょうか。

○増澤主査 こちら、事務局です。本日は傍聴希望者はありません。

○大沢会長 了解いたしました。

では、次第に従いまして議事を進行していきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、皆様のお手元の議題でございます議題（1）埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスにつきまして、まずアドバイス（案）につきまして、公共事業景観形成専門部会の部会長である作山副会長からご説明をお願ひいたします。

○作山副会長 どの資料……ちょっとお待ちください。

資料1-2でよろしいんですかね、どっちだろうか。

○増澤主査 資料1-1で、まず、私のほうからアドバイス（案）の概要について、よろしければ説明させていただきたいと思ひます。

○作山副会長 じゃ、お願ひします。

○増澤主査 ありがとうございます。

それでは、前面の画面をご覧くださいと思ひます。

令和3年の専門家アドバイスの概要などについて、事務局、増澤からご説明いたします。

お配りした資料の1-1、専門家アドバイス及び公共事業景観形成専門部会の概要についての1ページ目、またはウェブ会議画面をご覧ください。画面に資料1-1が映っていない場合は、マイクまたはチャットにてお知らせください。

1番、専門家アドバイスの規定でございますが、本件は県の公共事業による景観形成の向上などを目的として、埼玉県公共事業景観形成指針を定めております。専門家アドバイスはその運用システムの一つでございます。

2番、専門家アドバイスの取扱いではアドバイスの扱いについて明記し、3番、専門家アドバイスの審議期間では公共事業景観形成専門部会が担うこととしております。

なお、公共事業景観形成専門部会メンバーは前回審議会で決定いたしました大沢会長、作山副会長、荒井委員、亀崎委員、吉田慎吾委員、入澤委員の6名でございます。

2 ページ目をご覧ください。

4 番、公共事業景観形成専門部会の概要についてご説明申し上げます。

(1) 対象事業でございますが、都市計画道路浦和野田線、元荒川工区設計業務でございます。

設計業務の範囲は、埼玉県越谷市内を走る左側の国道4号から右側の東武鉄道伊勢崎線の間、延長約1,300メートルでございます。うち、延長約90メートルの橋梁部を含み、道路幅員は約25メートル、車道が4車線の計画でございます。

図面でお示ししている黄色のルートは、現在、都市計画決定しているルートの一部でございますが、元荒川との重複を避けた赤色のルートが今回のアドバイス対象でございます。

3 ページ目をご覧ください。

都市計画道路浦和野田線の特徴でございます。当該道路は埼玉県と千葉県を結ぶ広域幹線道路で、国道4号交差点において国道463号と接続します。都市計画道路の全長約8.3キロメートルのうち当該区間のみ工事未着手となっております。

写真にお示ししている青い点線の区間において、都市計画道路と一級河川元荒川が重複しております。元荒川は越谷市の景観計画において、元荒川沿川特定地区に位置づけられるなど、良好な自然環境と景観を有しております。そのため、現在、元荒川と重複する青い点線から重複しない赤い線へ都市計画道路のルートの一部を変更するため、地元調整を続けております。

4 ページ目をご覧ください。

(3) 番、事業担当課ですが、埼玉県県土整備部越谷県土整備事務所です。専門部会は、令和3年10月29日金曜日の14時から17時まで実施し、現地調査及びアドバイスなどを実施いたしました。その後、当日ご欠席された委員の方々からのアドバイスも頂戴し、今回の専門家アドバイス(案)として取りまとめました。

説明は以上でございます。

○作山副会長 私のほうから、アドバイスの概要、アドバイス(案)を説明いたします。

資料1-2をご覧ください。画面出ますでしょうか。

○増澤主査 今、お出しします。

○作山副会長 都市計画道路浦和野田線、元荒川工区設計業務に関しましてアドバイスをいたしました。おおむね4つの項目に分かれます。

1つは、1、景観検討時におけるアドバイスでございます。

ややもすると道路だけを対象にしますが、その道路の与える影響あるいはその風景ということで、内部景観と外部景観の双方の視点から確認する必要があるでしょうというアドバイスでございます。特に、二次元CG、三次元CG、バーチャルリアリティーも含めて、そういうハイテク機能の活用もよろしいでしょうということが1点目でございます。

次に、2番目、道路幅員構成に関するアドバイスでございます。

小項目として3つあるんですが、河川側は標準断面というだけではなくて河川側の歩道幅員も狭くて、実際、段差や快適に安全に歩けるように、住宅地側の歩道幅員を広くするという変則の道路構成ということもこの場合は実際の利用実態といいますか、今後の予測ですが、考えるとそういう変則幅員構成ということも検討に値するだろうということです。

2番目でございます。住宅地側の歩道には植栽帯を設置するということです。特に住宅地側、ある意味バッサ的な空間としての機能も確保しつつ、良好な住宅地景観あるいは快適な探索ということを考えると植栽帯を住宅地側の歩道に設置してはどうかと。さらに植栽柵というよりは植栽帯ということで、植物も安定的に生育でき、かつ、緑地にする比率の高いものが確保できるのではないのかというふうに思います。

2番の道路幅員構成の3点目でございますが、堤防の遊歩道及びのり面と道路歩道は一体的整備が望ましいということでございます。ややもすると管理用道路、それから都計道というのを管理担当が違うというようなこともあって別々に整備する可能性があるんですが、この辺はやはり一体的に整備が望ましいということでございます。また、堤防のり面の勾配がある区間はそののり面と歩道のエッジ部分というのはごみがたまったり、その部分というのはなかなかリテールをしっかりとデザインしない傾向があるんですが、そこに見切りとして低木の植栽、そういうものを施すことで、さらにそれは堤防の土砂の流出防止にもつながるということで、景観的配慮あるいは土砂の流出防止ということも期待できるということでございます。

次に、大きな3番目、植栽帯に関するアドバイスでございます。

植栽帯には、高木、中低木を段階的にとといいますか、こういうふうにしっかり単調ではない、低木だけとか、高木だけではなくて、これを道路境界部分へまず中低木を設置し、環境施設帯への役割を持たせることができます。さらに高木によって並木といいますか、そういう並木の道路景観をつくると。全体としては都市ケイの生態系維持のため、混植とすることが望ましいということでございます。

植栽に関する2点目、具体的な街路樹の樹種でございます。環境圧に強く、かつ、花、紅

葉などの四季の演出が可能な樹種を紹介いたします。使用する樹種は樹木間の関係に鑑みた植栽計画です。線的景観を踏まえた配植デザインを考えることが望ましいだろうということでございます。中央分離帯は延長上の現況道路でスユルを入れておりますので、それが望ましいだろうと。歩道植栽についてですが、高木も幾つかの例、クロガネモチとかモミジバフウ、冬に紅葉が美しいですね、最近都内ではちょっとあるんですけども。あるいはコブシですね、本当に白い花が春先で、ハクモクレン、さらにコブシよりも大きな花の咲くきれいな高木です。特にコブシやハクモクレンなんかは春先の白い花とかね、どの季節かにもよりますが、演出するかにもよります。それから、低木はガマズミティマス、あるいはハクサンボク、ヒメシャリンバイ、こういう花木なんかも考えられると。中木はムクゲ、ハナカイドウ、ハナズオウ、カラタネオガタマというんですか、すみません、私これは知らないんですけども、常緑樹ですね。いずれにしる高木とのバランスの検討が必要ということだと思います。堤防境界部はツル性植物、ムベとかテイカカヅラ、サルトリイバラとか、あるいは環境圧に強いポリゴナム、あるいは低木でアセビ、ヒメシャリンバイ、こういう境界の配植、植樹というのが望ましいだろうということでございます。

それらの道路断面の構成の1例を示したものがこの断面図でございます。実際、直擁壁での段差が出るのか、少し勾配がつくのかにもよりますが、直擁壁だとそういうところにツル性植物でコンクリートの無機質な、のべっとしたものではなくて、本来そこもちょっと型枠なんかもやる必要もあると思うんですが、特にちょっとそこまでの実施設計が出ていませんので、アドバイスとしてはちょっと詳細ができていません。

4点目でございます、大きな4つ目の項目、色彩及び光源等に関するアドバイスでございます。自転車・歩行者道の区分について、特に河川沿いや幹線道路沿いということで、歩行者と自転車が混在するということによる交通の安全性というのがちょっと懸念されるということ、特に自転車と歩行者の事故ですね。ですから、まずおおむねの何か大体の区分といたしますか、人口的な色ではなくて、特に近年は自転車レーンを青色塗装ということが一般化していますが、非常に自然景観の豊かな河川沿いですとか、あるいは桜や緑も非常に豊かなところでございます。もう少し違う区分の方法、例えばヨーロッパなんかでも石にするとか、あるいはアスファルトでもいいんですが、部分的にちょっとブラストをかけるとか、そうやって石目を見せるとか、何か違う表現があるんだろうということです。境界なんかは破線標示とか、あるいはピクトグラム、こういうのも資料を使用して、その辺は標示としてはしっかり認識できるというもので、かつ景観に配慮するものが必要だろうということでござい

す。

大きな4つ目の2点目ですが、道路附属物の色彩についてでございます。近年、街路灯や交通安全施設等の色彩を目立たせない色ということにだんだん進んでいますが、やはりここもダークブラウンですとか、あるいはグレーベージュ、マンセル値で言いますと10Y R 2 / 1ですね。かつては5 Y R 2 / 1のようなちょっと赤みの強いものはありましたけれども、少し黒っぽいというんですか、ほとんど目立たないですね。あるいは逆に白い建物の多い中では目立ってしまうようなところもあるので、グレーベージュというグレー系で目立たない、あるいはコンクリート色に合わせるということでコンクリートグレー、5 Y 7 / 1というのがありますが、風景になじむ色彩とするということで、この辺は適宜、道路附属物というものとして、ガードレールやあるいはその他いろいろ出てくるものについて、こういう色を使うということが望ましいというふうに考えます。

3点目の街路灯の光源です。日本は特に水銀灯、非常に真昼間の1時とか2時とかの光が多いわけでございますが、堤防の桜、植栽帯の緑が本来の色で見えるように演色性の高いというのが一つとともに、やはり本来光源というのは体が眠っていいよということに結びつくような夕方の色といいますか、体が驚かないである、色温度で言うと3,000ケルビン程度前後で、しかも演色性の高い、この辺はメーカーにもよるとは思いますけれども、近年はLEDになっていると思います。それとまぶしさという部分も結構LEDの場合ありますので、フードないしカバーなどで乱反射、直線的に光が行かないような、最近そういうのを各メーカーがやっていると思いますけれども、まぶしくない工夫というものを選定するということが必要だろうということでございます。

以上がアドバイスの内容になります。以上です。

○大沢会長 作山先生、ご説明ありがとうございました。

ただいまご説明いただきました埼玉県公共事業景観形成指針に基づく専門家アドバイスにつきまして、ご質問等ございましたら皆様からお受けしたいと思います。

ご発言される際は大変恐縮ですが、マイクのミュートを解除して、お名前を言っていただいてからご質問いただきますようよろしくお願いいたします。

いかがでしょうか。

○佐藤委員 すみません、いいですか。

○大沢会長 じゃ、佐藤さん、すみません、よろしくお願いいたします。

○佐藤委員 佐藤です。よろしくお願いいたします。



○大沢会長 よろしくお願ひします。

○佐藤委員 すみません、何かちょっとしようもないことが気になって、2点ほど教えていただければと思います。

植栽帯に関してなんですけれども、1点目が木を植えるので落ち葉が気になってしまひまして、木というのは秋になると落ち葉が落ちるんですよね。そうすると、その落ち葉というのは一体どこに落ちるのかなというのがちょっと気になってしまひまして、歩道だか車道だか、どこかに落ち葉がもし落ちるような状態ですと、結構たくさん落ち葉は落ちるので、もしも歩道や車道等に落ち葉が落ちる状態になってしまうと景観どころか通行に支障が生じるので、落ち葉がどこに落ちるんだらうというのが1つ気になりました。

それから、もう1点、2点目がやはり木についてなんですけど、木というのはどんどん育っていくんですよね。それで例えば、一番下の行にもありますモミジバフウという木なんですけれども、このモミジバフウはどのぐらいの高さになるかといいますと、日本だと20メートルから25メートルぐらい成長するようなんです。それでさらに原産地によってはモミジバフウは45メートルぐらいの高さに育っちゃうこともあるみたいなんです。そうすると木というのは剪定が必要になるので、そんなに高い木だと絶対足場みたいなのが必要です。じゃ、足場とか、何か設置するようなスペースがあるんだらうかというのもちょっと気になりまして、もしよかったら教えていただければありがたいです。

○大沢会長 今、2点、落ち葉の扱い、それから木の生育に対する適正な維持管理というようなご意見いただきましたが、どうでしょうか。作山先生もしくは事務局からご回答いただければと思いますが、いかがでしょうか。

○増澤主査 こちら、景観審議会事務局、増澤です。

よろしければ事務局でお答えさせていただきたいと思ひます。

○大沢会長 では、よろしくお願ひします。増澤さん、よろしくお願ひします。

○増澤主査 佐藤委員、ご質問ありがとうございます。

まず、1点目、落ち葉はどうなる、どう処理するのかというご質問だったと思ひます。

こちら、落ち葉につきましては、まず2つありまして、1つは道路管理者のほうで適宜清掃いたします。ただし、毎回これが清掃、いつも可能というわけではなくて、大抵沿道の方が道路に落ちた落ち葉をお掃除していただくことのほうが多いかもしれません。場合によっては風に吹かれて川のほうにたまるということもちょっと考えられます。基本的には道路管理者が清掃、もしくは道路沿道の方々が自主的に清掃される、この2つのパターンが多いと

思います。あとは3点目の選択として、実は道路サポートという制度を埼玉県は持っています。それは道路の沿道の方だったり、団体の方々が道路の美観のために清掃や植栽を請け負ってくださる団体がある場合があって、そういった団体によるサポート、維持管理もごさいます。

2点目でございます。街路樹が大きく育った場合の剪定についてでございます。

こちら、道路管理者のほうを選定を適宜行います。そのとき、足場については高くなった木の場合はおおむね高所作業車、車に消防車のようなはしごとか、電柱の電線の工事で、よく東京電力さんやNTTさんが使う作業車ですとか、ああいったものを使いながら高い枝は伐採等いたします。

以上でございます。

○大沢会長 佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○作山副会長 作山、よろしいでしょうか。

○大沢会長 じゃ、ちょっとすみません。作山先生、またよろしく願います。

○作山副会長 専門の荒井先生あたりからちょっと補足もお願いしたいんですが、まず植栽柵を設けていますので、実はある意味根っこの大きさがコントロールされるので、モミジバフウを大地の何も制約のないところにぽんと置いて、物すごく環境のいいところだと何十メートルも行くんですが、多摩ニュータウンですとか、結構都内にもあるんですが、ある程度制約をされていると、それ以上大きくできないとか、ですからそういうコントロールもあります。先ほど説明しましたように、少し大きくなるようですと剪定技術であまり伸ばさないということはありません。

気をつけないといけないのは、結構枯れ葉の問題とか、今までもう100年以上、街路樹、ヨーロッパだともっとすごいですよね。それらはもう都市の中で付き合い合っていて、日本だけが何か枯葉を問題にして、みんなが掃除すればいいじゃないとか、あるいはもちろんイチョウのように、少しタイヤで滑りやすいものは今もうやっていないんですが、都内が一番多いんですけれども、そういうようなイチョウを植えないんですけれども、あとは枯れてしまいます。これから常緑樹だって、実はちょこちょこ葉っぱは落ちているし、落葉樹は2週間前後一斉に落ちるだけなんですよね。だからそこだけ我慢すればいいとかいう発想がなく、落ち葉を問題のように扱っているとどうなっているかということ、マッチ棒のように剪定しろというクレームが日本中に出ています。そうすると本当に私の近所にもありますけれども、もうマ

ツチ棒も何のための街路樹なんだと、街路樹というのは非常に実はいろいろな効果があって、景観だけじゃなくて環境ですとか、実は都市の側からいうと風の道をつくるんですね。温度差ができるので、そこをきれいに風が流れて、汚い汚れた空気とか都市を循環させるとか、非常に重要なんです。でも、落ち葉という悪者になるというふうに聞こえてしまうと非常に実は問題なんじゃないかというふうに思いますが、すみません。

以上です。

○荒井委員 よろしいでしょうか。

○大沢会長 じゃ、荒井先生、補足よろしくお願いします。

○荒井委員 すみません、荒井です。

作山先生がもうかなり具体的にご説明いただきましたけれども、基本的には同じ考え方でですね。もちろん環境圧がかかりますし、ここでご紹介させていただいた高木というのは東京都等で街路樹として選定できるというふうに記載しているものから選んでありますので、極端に合わないというものは挙げてありません。先ほど、作山先生からお話があったように、環境圧と、それから植樹がありますので、それ40メートルになることはないです。実は、ちなみにモミジバフウは世田谷区でも使っています。

一方、ご心配されているように、落ち葉に関しては様々なクレームはもちろん出ます。私自身は作山先生と同様にクレームじゃないだろうと思っていますが、書いてあるように落ち葉の処理が必要になると、世田谷区では残念なことに落ち葉になる前に剪定を行うということをしていて、それに対しては意見が分かれますね。切ったほうが、剪定した方がいいという人と、せっかく落葉を楽しむものなのに、その前に剪定してしまうのはどういうことなのかというのがあります。

先ほどのお話のように、様々な役割がありますし、グリーンインフラ的に考えると、あと生態系的なことも今全世界的に言われていますので、景観の中にはもちろん都市の中の生物多様性を担保するという意味では高木・中木・低木で、より良いものを、環境を持っていくという考え方も全世界的にされているもので、ちょっと日本はそこら辺はもう少し私たちも生物、生き物の一つなので、共に生きていくという観点でどうするかということと、その代わり、常緑ももちろん葉っぱは落ちますけれども、常緑も挙げてありますので、そこは埼玉県さんでどう選定して、バランスを考えるかという点だと思います。

以上です。

○大沢会長 荒井先生、ありがとうございました。

佐藤委員、よろしゅうございますでしょうか。

○佐藤委員 はい、詳しく教えていただいてありがとうございます。

○大沢会長 ありがとうございます。

ほか、皆様、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○内田委員 すみません、内田です。

○大沢会長 じゃ、内田委員、お願いいたします。

○内田委員 すみません、ご説明ありがとうございます。

これ、事業担当課が県土整備部のほうの整備事業所ということになるんですけども、越谷市の景観担当の方との情報交換というか、道路だけで景観が成り立っているわけでもないと思うので、そのあたりの連携というのがどうなっているのかなとちょっと気になりましたので、お伺いできればと思います。

○大沢会長 これは、埼玉県の事務局さん、いかがでしょうか。

○増澤主査 こちら、事務局、増澤です。

お答えさせていただければと思います。よろしいでしょうか。

○大沢会長 お願いします。

○増澤主査 越谷市との連携ということでございますが、大変貴重なご意見だと思います。実は越谷市の都市計画課が市の景観計画を所掌しておりまして、専門部会にもご参加いただくとともに、地元説明会にも県の事務所と同席をして行っております。今後、景観についても併せて協力して行うというふうに聞いております。

以上です。

○大沢会長 内田先生、いかがでしょうか。

○内田委員 ありがとうございます。ここ、何か景観形成基準がかかっているみたいなので、せっかくのアドバイスをうまく越谷市のほうでも入れ切ればなと思いましたので、ご質問しました。ありがとうございます。

○大沢会長 ありがとうございます。

ほか、皆様、ご質問、ご意見等いかがでしょうか。

じゃ、服部委員、よろしくお願いいたします。

○服部委員 服部です。よろしく申し上げます。

ちょっとよく分からないんですけども、そもそも、この元荒川沿川特定地区と位置づけられているにもかかわらず、川の上にこの道路を造る計画になったのがなぜなのかな、橋梁

を架けると景観も大きく変わってしまうので、もうちょっと最初から慎重に計画を立てればよかったのではないのかなとは感じているんですけども。

○大沢会長 ありがとうございます。こちらにつきましても、事務局のほう、県のほう、所管が違うかもしれませんが、答えられる範囲で結構でございますので、当初の道路計画等々含めてお話しいただければと思います。

○増澤主査 こちら、事務局、増澤です。お答えさせていただきます。

服部委員ご指摘のとおり、なぜ元荒川に道路の計画を重複させたのかという点でございます。実はかなり昔、昭和の30年代、40年代に道路の都市計画決定をしたのですが、その当時、この元荒川はちょっと図面を見ていただくとお分かりかもしれないんですが、かなり蛇行をしてございます。昔は川を堤防強化と併せて真っすぐにする計画がございました。今、図面を出します。この蛇行しているところを真っすぐする計画がございました。そのため、道路をあえて曲げることなく、真っすぐで計画しておりました。そのところが時代が進む中で、河川を真っすぐするというのがとても金銭的にも事業規模的にも困難ということで、川を曲げるという計画自体がなくなったため、道路と川が重複するという状態が長く続くことになりました。代々その重複というものを避けるため、今、川の横に道路のルートをずらすべく地元調整し、地元の合意が図られましたら都市計画決定の変更を行う予定でございます。

以上です。

○大沢会長 服部委員、いかがでしょうか。服部委員、ミュートになっていますね。

○服部委員 すみません。ありがとうございました。

○大沢会長 ほか、皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

今回は、アドバイスということで先ほどちょっと事務局からもお話しございましたが、既に都市計画決定されている案に対して、今これ河川の堤防区域と一部重複している区域について、やっぱりその河川堤防は美しい実は桜並木とかあって、そこを保全しながら道路計画を変えていきたいと思いますということで、ひとつ、この計画変更につきましては非常にいろいろ判断されて、守る方向に行っているような気もいたします。

ただし、今回はまだ、これから都市計画変更をして実施設計はこれからでございますので、引き続き、今回のアドバイスを踏まえて、どんどん具体化して実施設計の段階、今回のソウを忘れずに実施設計に入っていっていただければなというふうには思っておりますが、もしよろしければ、今回の案でアドバイスということにしたいと思いますが、皆さんよろしゅうございますでしょうか。

○入澤委員 入澤です。よろしいでしょうか。

○大沢会長 すみません、はい。じゃ、入澤さん、よろしく願いいたします。

○入澤委員 前回、会議に参加させていただいて、現場を見させていただいた後に審議会をさせていただいたわけですが、そのときに出たいろいろの皆さんの意見を今回の報告を見ますと、よくまとめていただいているなというふうに思います。

現場を見ますと、県土整備で標準的に形としてある緑地の幅員とか、道路幅員とか、整備についてある部分そのまま適用できるところと、今回特に景観のいい土手に面した部分の、その取扱いが問題になるということで、その辺に重点を置いて、この提言をさせていただくというのは結構まとまって、いい形でできているなというふうに感想を持ちました。

以上です。

○大沢会長 入澤委員、ありがとうございます。

ほか、皆様、ご意見等ございますでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

そうしましたら、先ほど内田委員からもご意見いただきましたとおり、今回の事業主体は都市計画道路で県となりますが、沿道につきましては越谷市でもありますので、越谷市と連携を密にさせていただくと同時に、今回は県道ですので、県土整備部の多分道路部隊、それから元荒川につきましては、県の中でも河川部隊となると思いますので、同じ県ですが、当然部局というか担当が違いますので、その点につきましては、密に連携を取っていただいて、いい景観形成を行っていただければと思います。

よろしければ、この案でよいと思いますが、再度確認でございます。よろしゅうございますでしょうか。

○ 委員 了解です。

○大沢会長 特段ご意見ございませんでしたので、この案を取らせていただいて、アドバイスということで進めたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、議題につきましては、本件1件でございます。

続いて、報告事項、埼玉県まち並み景観形成先導モデル事業につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○増澤主査 事務局でございます。

埼玉県まち並み景観形成先導モデル事業の進捗状況などについて、ご報告させていただければと思います。よろしく願いいたします。

画面に資料を映します。

まず、モデル事業の1番、左、1番、事業概要でございます。前回の審議会においてご説明いたしましたが、埼玉県が実施するまち並み景観形成先導モデル事業は令和元年度、景観づくりに積極的に取り組んでいる行田市の八幡通りをモデル区間として選定いたしまして、その取組に対して支援を実施するものでございます。モデル区間の事業延長は約218メートルで、沿道建物棟数は32棟でございます。補助期間は3年間で、令和3年度が最終年度となります。補助内容は行田市が行う、ア、景観整備するための計画策定や、イ、建物などの外観修景整備工事に対し、その費用の2分の1を支援するものでございます。

令和元年度、行田市は地元住民の方々と意見交換を重ね、八幡通り修景ルールを定めました。令和2年度以降、右上の写真、外観修景整備の事例でお示ししているように、整備前の建物に対し、行田市は修景ルールに基づいた外観修景案をコンピューターグラフィックスなどを用いて提案し、住民の方々が行う外観修景整備に対し、補助を実施しております。

2ページ目をご覧ください。

左、1番、3年間の予算額、2番、モデル区間選定の経緯は後ほどご覧いただければと思います。

右側、3番、景観形成と連携した行田市の「賑わい創出」の取組についてご紹介申し上げます。

前回、審議会において、石川委員からご紹介いただいたとおり、行田市の取組の大きな特徴は八幡通りの景観整備と連携した「賑わい創出」についても取り組んでいる点でございます。

(1) 行田はちまんマルシェでございますが、令和2年10月から八幡通り沿道の民間駐車場を活用し、朝市を開始しました。毎週日曜日の午前中、市内で収穫された新鮮野菜や花、工芸品などの販売を行っております。

また、(2) 行田市花手水weekでございますが、八幡神社が始めた水鉢に生花を浮かべ、訪問客をもてなす花手水について、令和2年10月から毎月2週間ほど八幡通りを中心に周辺の商店、民家も参加し、花手水をそれぞれの店先、家先に飾る花手水weekを開始いたしました。令和3年4月からは月1回の夜間のライトアップイベントなども行っております。マルシェ、花手水week、どちらも新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言やまん延防止措置期間中には中止などを余儀なくされましたが、開催されれば多くの人でにぎわう人気のイベントになりました。

3ページ目をご覧ください。

外観修景整備の実績と予定でございます。左側の写真は令和2年度に実施いたしました修景整備後の写真です。白い丸数字の1から5の5件について、行田市と合わせ合計1,000万円の費用補助を実施いたしました。右側の写真は令和3年度に予定している修景整備前の写真でございます。黒い丸数字の6から11の6件について、市と合わせ合計1,200万円の費用補助を予定しております。今後は行田市の取組成果と事業効果測定を加え、蓄積したノウハウを県内の市町村と共有・活用していく予定です。

報告は以上でございます。

○大沢会長 ご報告ありがとうございました。

今、ご説明いただいた内容につきまして、皆様からのご質問、ご意見等ございましたら、ご発言お願いいたします。いかがでしょうか。

○服部委員 服部です。いいですか。

○大沢会長 じゃ、服部さん、よろしく願いいたします。

○服部委員 この景観形成と連携した行田市の「賑わい創出」の取組なんですけれども、これはまち並み景観形成先導モデル事業の一環で、何だろう、アドバイスとかして行われたのか、それとも地域の人が独自に始めたものなのかをちょっと教えてもらいたいと思います。

○大沢会長 ご質問ありがとうございます。事務局、いかがでしょうか。

○増澤主査 こちら、事務局でございます。

石川委員を前に私のほうで説明するのははばかれるのですが、今回の「賑わい創出」の取組でございますが、これは行田市役所が独自に取り組んだものでございます。県のほうは景観に取り組んだ行田市の都市計画課の部署を支援するという目的で始めたのですが、それを受けて、市役所では市長様以下、景観だけじゃなくて、あわせて、「賑わい創出」や取組が大事だということで、市のほうで地元の商店街の方々と併せて「賑わい創出」に取り組んだというふう聞いております。

○大沢会長 服部委員、よろしゅうございますでしょうか。

○服部委員 はい。こういう景観をやっばりきれいにしただけではそれでもう終わってしまうんですけれども、こうやって地域でイベントなど開いて、人が集まったりすると地域も活性化されるということで、本当にいいお手本な事業だなと感じました。

○大沢会長 ありがとうございます。今、ご指摘いただきましたとおり、ハードだけでなく、こういう補助金でハードをするんじゃなくて、それだったらソフトもしっかり展開することが重要ではないかなとご指摘でございます。ありがとうございます。



ほか、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

○作山副会長 作山、よろしいですか。

○大沢会長 じゃ、作山先生、よろしく願いいたします。

○作山副会長 すみません、すごくいい事業だと思います。

質問は、これが応募が行田しかなかったということだと、これ継続的にやっていただけるのか、それから対象の自治体は景観行政団体以外の自治体とか、何かそういう制約があるのか、さらにこの上限について200万という、これ外観修景工事ですね。市2分の1、県2分の1で、マックス200万円、この辺、仮に市がもうちょっと独自に、例えば金沢なんかは最大、ちょっと伝建とか歴史的なところだと500万みたいなのがありますけれども、もうちょっと例えば300万とか独自に増やすということが仮にあったとして、それはオーケーなのか、その辺を教えてください。

○大沢会長 ありがとうございます。

よろしければ、石川委員、お話しいただけますでしょうか。すみません、よろしく願いいたします。

○石川委員 石川でございます。お世話になっております。

今回、令和3年度をもって埼玉県様からの先導モデル事業のほうは終了ということでございますが、ただいまご質問いただいたとおり、行田市といたしましても、まだまだ歴史的遺産が豊富ございまして、蔵なども活用してまいりたいと思っております。そういった中の一つのメニューとして、ふるさとづくり事業という事業のメニューとして、引き続き、額はちょっと多少下がる可能性もありますけれども、必要な修景整備に力を入れてまいりたいと考えております。ありがとうございます。

また、先ほど服部委員さんのほうからお話もありましたように、一番は埼玉県さんの事業のほうに書かれている『誰もが「訪れたい」「誇りに思える」まち並み景観形成』ということで、やはり地元の地域の方がそれぞれ積極的に関わっていただける、その通りを訪れる方に地域の方自ら説明をしてくださる、そういった機運がこの事業と併せて醸成されてきておりまして、私も毎週マルシェには出かけて、それを実感しております。

引き続き、しっかりこの事業が大きく花開き、実を結び、育っていくように考えてまいりたいと思っておりますので、引き続き、委員の皆様からご指導、ご助言いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○大沢会長 石川委員、ありがとうございました。

また、県の事務局より、先ほど作山委員から、この事業は行田市さんだけですけども、ほかはどういう状況になっているのかとか、景観行政団体しか駄目なのかとか、そんなようなこの事業の要件に対するご質問ございましたけれども、事務局、いかがでしょうか。

○増澤主査 事務局のほうでお答え申し上げます。

質問が3点あったかと思います。1つは県のまち並み景観形成先導モデル事業が継続して行われるのかという点と、2点目は景観行政団体じゃないと駄目なのかという点で、3点目は補助金の上限でございました。

まず、1点目の継続性については大変申し訳ないんですが、埼玉県の実業としては今年度3年間で終わりということでございます。ただ、今回の行田市の一緒に取り組んだ知見、ノウハウをまずはそれを県としても他の市町村に広めて、取り組んで、そういった意味で、ほかに行田市の他の市町村にも広がるような取組を継続していきたいと考えています。

それから、補助金の上限でございますが、県のメニュー、補助金の要項ですと行田市さんが補助する額の半分を補助するということでしたので、行田市さんのほうで上限がなければ県も上限なく半分ということだったんですが、やっぱり行田市さんのほうでも上限を200万というふうに設けていただいたので、埼玉県もそれに合わせてという形、100万、100万ずつ最大で補助をさせていただきました。

以上です。

○大沢会長 作山先生、いかがでしょうか。

○作山副会長 ありがとうございます。ちょっと今回だけ先導モデル事業ということで1回こっきりなんです、これぜひ何かどこかでやってほしいですね。

実は、私の地元、住んでいるところが戸田市で、コンサル時代、三軒協定とか立案して、景観条例なんかもつくるお手伝いをさせていただきました。実は東京都なんかでも、かつて浅草の商店街は東京都の商店街のモデル事業ということで2分の1補助を出したんですけども、さらに台東区が景観協定をつくったところ、さらにそこに上乘せをして、結果として事業費の10分の8、80%の補助をするぞといったら、みんな乗ってくるんですよ。大体5割から8割ぐらい、2割負担ぐらいだったら商店街ぐらいたとやろうというので、それで台東区は結構有名なちょっと通りとか、幾つもやっているんですけども、ですから、少しそこは景観協定というルールをかませるとかもするんですけども、やはり支給事業をやることによって、随分まち並みが改善されているという例がありますので、ぜひそういうところは

県内にも進めてほしいなと思います。

○大沢会長 ありがとうございます。さすがに今回で終わりといえれば非常に残念だなと、寂しい状況でございます。

先ほど、ノウハウ、移転というお話しいただいたところでございますけれども、当然ノウハウ移転はするんですが、ノウハウだけではなく、技術的支援はノウハウ支援なんです、やっぱり資金的支援という在り方も継続性が重要だと思いますので、ただ、厳しい予算の中でなかなかということありますが、県で用意できなければ、国でこんなメニューがあるとか、そういう技術移転されるときに国の支援策、ただし、歴まち法の歴史的維持風致向上計画をつくらないと駄目だとか、いろいろ制約はあるにしても、そういったちょっと言葉は悪いんですけども、お金を持ってこられるノウハウもぜひ伝えていただければなというふうに思います。ちょっと、ぜひどこかでもし補正予算とか何かつければ、こういった事業を継続していただければと思います。

ほか、皆様いかがでしょうか、せっかくの機会でございますが。

○佐藤委員 佐藤です。いいですか。

○大沢会長 じゃ、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員 私、ちょっとよく分かっていなくて教えていただきたいんですが、何かすごいすてきなプロジェクトで、見た目もすごくきれいになっていて、全然違うなと思ひまして、ちゃんと実績も出ていて、これはすごいなと思ったんですね。

ただ、何かここまできれいにするからにはきっと補助金だけじゃ全然お金が足りないですよ。そうすると何か足りないやつはその建物の所有者が自腹といいますか、自分でお支払いするということなんですよ。そうすると建物、うちもきれいにしたいわと思っているんですけども、自分ではお金出せないというような建物のオーナーの方、きっといらっしゃると思うんですけども、そういう方はどうなるでしょうか。

○大沢会長 いかがでしょうか。これは石川委員がいいのか、ちょっとこれ、石川委員、お願いしても大丈夫でしょうか、すみません。

○増澤主査 事務局のほうでお答え申し上げ……

○大沢会長 じゃ、事務局のほうでお答えいただいて、その後、石川委員からもし補足等ございましたら、よろしく願いいたします。

○増澤主査 確かに、出せないという話はちょっと聞いたことは実際はそういうお声が上がってはいなかったんですが、まず地元の方で、その建物に今回補助金を使うと10年は取り壊せ

ないという規定がございます。そのため、逆に私もうそろそろ、もしかしたら建物を取り壊すかもしれないというお考えの方はちょっと補助金の使用はためらわれたというケースがあったと聞いています。

一方、上限が200万円の中であれば持ち出しはゼロでございます。それを超えて、さらにより一層の費用をかけたいという方は独自でお金をかけられることはちょっとためらったという方はいらっしゃらなかったと聞いております。

以上です。

○大沢会長 もし、石川委員の補足等ございましたらよろしくお願ひしたいと思いますが、いかがでしょうか。じゃ、お願ひいたします。

○石川委員 本当にきれいに修景されていらっしゃるので、ぜひ佐藤委員さんにもお越しいただければなと思いますけれども、今、かなりいろいろな工夫をされた材質を使われて、それで木目調に見えるけれども、もっと安価な素材みたいなものもあって、また、色合いもかなりこの修景に伴っては統一した色感が出せるようにしてありましたので、そういった中においては地元の工事事業者の方に施工していただくのが条件だったんですけれども、そういった修景していく、直していく中での工夫もそれぞれの建物をお持ちの皆様が考えられたのかなというのがとても選定していく中で見えまして、金額の多寡もありますけれども、全体としては特に難しい話もなく進んだように感じております。ぜひお越しくください。よろしくお願ひします。

以上でございます。

○大沢会長 ありがとうございます、石川委員。

佐藤委員、いかがでしょうか。

○佐藤委員 ありがとうございます。

○大沢会長 コロナ禍で、なかなか今日もウェブですが、本当はそうじゃなければ、ぜひ県庁じゃなくて現地で行うというのでもいいかもしれませんので、いつかそういうこともちょっと考えていただければと思います。ありがとうございます。

○増澤主査 事務局です。検討させていただきます。

○大沢会長 すみません。今の別に、いつかということで構いませんので、やっぱりみんながいいところを見て共有化して、別に行田市さんに行く、ほかのところにも先導するほかの地域も見て、やっぱりみんなで同じことで体験するというのは重要かと思いますので、ただ、今はどうしてもそういう状況じゃございませんので、いつかそういう時期が来たら、ぜひご

検討いただければと思います。ありがとうございます。

ほか、皆様ご意見等ございますでしょうか。

○布川委員 1ついいでしょうか。

○大沢会長 よろしく願いいたします。

○布川委員 埼玉県屋外広告組合の布川です。

○大沢会長 よろしく願います。

○布川委員 今、行田市の八幡通りの商店街の取組、すごく素晴らしいなど、私も一度ちょっと見に行ってみたいなという気がしているんですけども、ちょっと1つ、これを取り組むに当たってちょっと気になるのが、このまち並みの景観を統一するというか、違った意味で目立たせるという意味で、例えば建物の色とか、看板の色とか、照明とか、その辺というのは八幡通りの商店街の中でこれをやるに当たっての何か規制とか、そういったある一定のラインとかというのはつくっておられたのかどうか、ちょっと聞いたかったんですけども。

○大沢会長 布川委員、ありがとうございました。

どうでしょうか。

○増澤主査 事務局でよろしければ。

○大沢会長 県さんに答えていただいて、その後、すみません、また、石川委員、お願いできればと思います。

○増澤主査 では、まず、埼玉県景観審議会事務局からお答えさせていただきます。

まず、修景ルールについてでございますが、令和元年、行田市役所様は地元の住民の方と3回にわたって意見交換を行っております。もちろん、その意見交換以外の場所でも住民の方々と何度も打合せや議論を重ねていらっしゃったと聞いています。その際に修景ルールとして、一応、色などはまとめました。ルールを一応定めてはいるんですけども、都市計画法や建築基準法などに基づく厳しいルールではなく、あくまでもまち並みの修景を自分たちで独自に守っていこうという独自ルールでございます。そのため、破ろうと思えば破れるんですが、皆さん自主的に守っていこうという独自ルールで、皆様、色を塗って、修景を行っていただきました。

以上です。

○大沢会長 ありがとうございます。

何か、石川委員、補足等ございますでしょうか。

○石川委員 いえ、今ので十分でございます。本当にその色については今も皆さんそういう色

でというふうに、店内などの装飾もその色を中心にお使いになっていらっしゃるの、やはり皆さんで統一した見解で決めたというのは大変よかったんじゃないかなというふうに思っております。埼玉県さんのご協力もたくさんいただきました。ありがとうございます。

○布川委員 ありがとうございます。

○大沢会長 ご質問ありがとうございました。

ほか、皆様いかがでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

今回、委員としてご参加いただいております行田市さんの例ということでご紹介いただいたところでございます。残念ながら今期でまち並み景観形成先導モデル事業というものにつきまして、補助事業の期間ということで非常に残念でございますけれども、ぜひ今回、この3年間で得られたノウハウ、知見は必ず他の埼玉県の地域に技術移転できるよう、広報周知をぜひお願いしたいなと思うと同時に、こういったものの先導モデル事業が再び復活できるようなチャンスが恵まれてきましたら、必ずぜひ復活をお願いできればと思っております。

また、あわせて、県さんじゃなくて、国の補助事業等々もございますので、そういったものをうまく活用しながら、コロナを踏まえて人の価値観が大分変わってきていると、今までは急いで目的地に行こうというのがたたずむ、その地域で時間を費やすということにゆっくりというところで、皆様の価値観がちょうど変わるときじゃないかな、そういったところに地元のまち、自分のまちを歩いてやっぱりほっとする。そこで時間を費やして、何か行田であれば十万石まんじゅうを買って食べるとか、そういった楽しいことができる。そういった今ライフスタイルが変わるときですので、そういったらだけどやっぱりこういった事業は非常に重要かと思っておりますので、引き続き、こういう事業の復活というか、継承できるようにご検討いただければと思います。

それでは、よろしければ、これで報告事項は終わりにさせていただければと思います。

そうしましたら、事務局からいただいております審議事項、それから報告事項は全て終了いたしました。皆様、ご協力ありがとうございました。

進行を事務局にお返ししたいと思います。

○（司会）平賀副課長 大沢会長、議事進行お疲れさまでした。ありがとうございました。

一度、皆さん画面に登場していただいてよろしいですか。

本日は、大沢会長をはじめ委員の皆様には貴重なご意見をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして第59回埼玉県景観審議会を閉会とさせていただきたいと思っております。

本日は、ありがとうございました。お疲れさまでした。

午前11時07分 閉会